

令和2年度島根県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

(目的)

- 1 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、「島根県新型コロナウイルス感染症対策事業実施要綱」に基づき実施する別表の事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に定める事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円（地方公共団体にあつては50万円）以上の機械器具その他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取り壊してはならない。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第6号

様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

おって、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合には、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

5 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書を別に定める期日までに、知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、知事が別に定める期日までに第3号様式を知事に提出するものとする。

(概算払)

7 この補助金は、知事が必要と認めた場合は概算払することができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、第4号様式を知事に提出するものとする。

(実績報告)

8 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内（4（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに第5号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 9 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について、返還することを命ずる。

(書類等の提出)

- 10 この要綱の規定により知事へ提出する書類は、医療政策課へ提出する。

(補則)

- 11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則 (令和2年7月1日医第670号)

1. この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年7月29日医第811号)

1. この要綱は、令和2年4月1日から適用する。